令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)

「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」、「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」及び 「自動車 CASE 活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業」

≪ 補助事業の手引き ≫

第 1.0 版



一般社団法人地域循環共生社会連携協会

本手引きは、交付申請書及び完了実績報告書等の提出にあたり、補助事業者における事務処 理が円滑に実施されることを目的としています。

補助事業者は、責任体制の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正使用等の防止のための処置の実施等、補助事業を適正に運営・管理するための管理体制を整備しなければなりません。また、補助事業の実施に際しては、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)に係る交付規程(以下「交付規程」という。)、採択通知書に記載された採択決定の内容及びこれに付された条件に従うほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定に基づいて適正に補助事業を実施する必要があります。

補助事業者は、これらの要件を遵守し、責任をもって補助事業を実施し、その事業成果の波及に努めなければなりません。

目 次

1. 交付申請から補助金交付までの手続きの流れ	1
2. 交付申請	3
2-1 交付申請書の提出	3
交付申請時提出書類等一覧(チェックシート)	4
2-2 交付申請書の提出方法	5
2-3 補助対象経費	7
見積書	11
2-4 利益排除	13
3. 交付申請書 作成上の注意点	14
様式第 1 交付申請書	14
別紙 2 経費内訳	15
別表第 2	16
別表第3	19
工程表(予定)	21
4. 交付決定以降、完了実績報告に向けての重要ポイント	22
4-1 事業内容等の変更	22
4-2 契約先の選定方法	23
選定理由書の作成	26
競争なしでの業者選定理由書	27
4-3 費目別費用計上に係る留意点	28
4-4 写真台帳の整備	35
4-5 取得財産の管理	37
取得財産等管理台帳	38
4-6 プレート等の貼付	39
4-7 協会における指導・現地調査	40
5. 定期報告書の提出	41
6. 完了実績報告	42
6-1 完了実績報告書の提出	42
6-2 完了実績報告書の提出方	43

6 — 3 証拠書類	45
6-4 領収書等支払いを証する書類	45
7. 完了実績報告書 作成上の注意点	47
様式第 11 完了実績報告書	47
別紙2 経費所要額精算調書	48
工程表(実績)	49
経費所要額精算調書に記載する金額と根拠書類の関係説明資料	50
8. 精算払請求	51
8-1 補助金の額の確定と支払い	51
精算払請求書	52
9. 経理処理	54
9-1 区分経理と帳簿・証拠書類	54
9-2 会計検査院による実地検査	54
10. 事業報告書の提出 ※完了実績報告書とは異なります	55

<協会ホームページにおける補助事業別ページのご案内>

協会ホームホームページ https://rcespa.jp/ では、トップ画面の左端にある<a href="**『脱炭素イノベ"** 事業』のページを設けています。

『脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業』のボタンから利用いただけます。

また、補助事業に関する<u>マニュアル</u>、<u>様式</u>は、当該ページの左端にある鉛筆マーク<u>『補助事業</u> をご利用の方へ』のボタンをクリックして進むページに掲載しています。

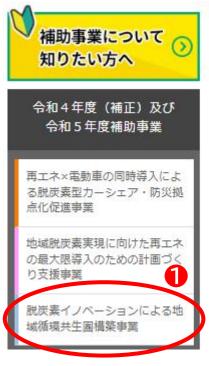
当該ページには、補助事業を円滑に推進するための各種ご案内 も掲示する予定です。

交付申請書については、協会担当者よりメールにて送付いたします。

<様式のダウンロード方法>

交付申請書及び完了実績報告書等の様式の電子ファイル(Excel)は、必ず協会ウェブサイトから最新のものを以下の手順でダウンロードして使用してください。

1. 協会ホームページ (https://rcespa.jp/) のトップ画面の左端にある **『脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業』**のボタンからアクセスします。

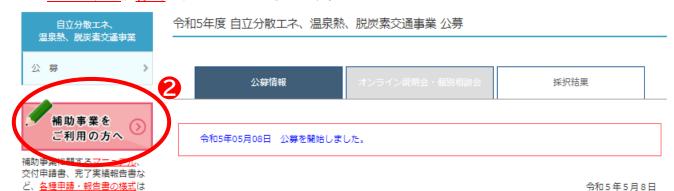




2. 画面の左端にある **『補助事業をご利用の方へ』** をクリックします。 マニュアル、様式は、こちらにございます。

こちらからご覧ください。補助

事業を円滑に推進するための<u>各</u>種ご案内も掲示します。



一般社団法人地域循環共生社会連携協会では、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生国構築事業)に係る環境省からの交付決定を受け、当該事業の補助事業者を公募します。

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

3. 画面中程の (2) 様式等 交付申請書関連または完了実績報告書関連 をクリックします。



4. 交付申請書または完了実績報告書の様式をダウンロードしてください。 **事業によって使用する様式が異なります**のでご注意ください。 また、様式は改変して使用しないようにしてください。

1. 交付申請から補助金交付までの手続きの流れ

交付申請から補助金交付までの手続きは、次に示すフロー図のようになります。

<u>委託業務や工事、設備導入の契約・発注は、必ず交付決定日以降(交付決定日を含む。)に行っ</u>てください。交付決定前に契約・発注を行った経費は、補助対象外となります。

なお、<u>本補助事業は令和6年2月末日までに完了(検収確認)</u>し、令和6年3月末日までに協会から補助事業者へ補助金を交付する必要があります。この期間に間に合わない事業については、補助対象とはならず、補助金の交付は出来ません。

補助事業完了後の手続き

- ・1 完了実績報告書の提出 (補助事業者⇒協会)※事業完了した日(検収日)から 起算して30日を経過した日もしくは令和6年3月8日(金)のいずれか早い日まで
- ・2 協会における審査
- ・3 交付額の確定
- ・4 精算払請求書の提出 (補助事業者⇒協会)

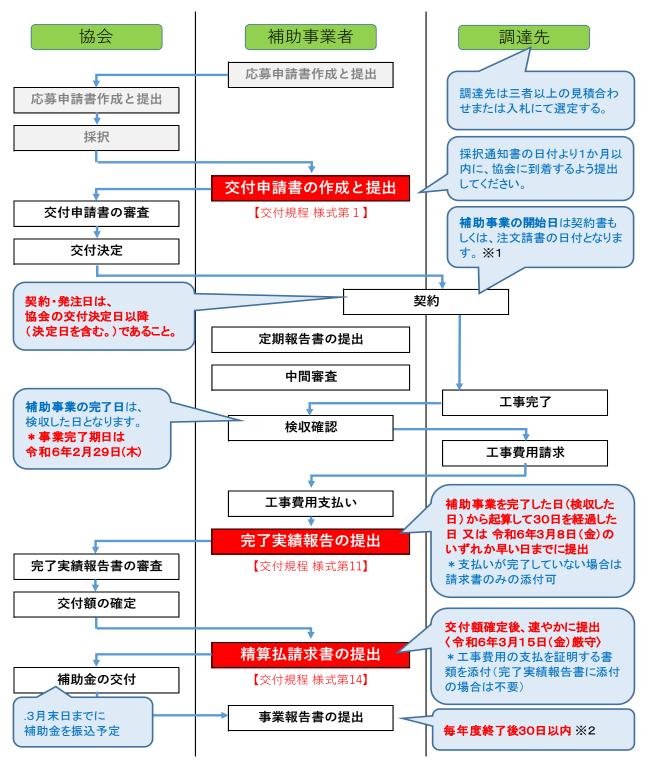
『交付額確定通知書』・・・協会⇒補助事業者宛て送付 (補助事業者⇒協会)※令和6年3月15日(金)まで

1から4の手続きを経て補助金が交付されますので、スケジュール管理には十分注意してください。

また、完了実績報告書の書類不備等により、<mark>令和6年3月15日(金)</mark>の精算払請求書提出期限までに交付額を確定できなかった場合も、補助金の交付は出来ません。

申請・報告については、提出期限にかかわらず、1日でも早い提出をお願いいたします。

≪補助事業の流れ≫



- ※1 補助事業者が直接行う業務費及び事務費のみの場合、証憑類(日報等)の開始日が補助事業 開始日となります。
- ※2 当該補助事業による過去1年間(初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について報告します。

2. 交付申請

2-1 交付申請書の提出

<交付申請書の提出(交付規程 第5条)>

補助事業者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。)は、様式第1による交付申請書を 協会に提出してください。

<提出期限>

採択された日から1カ月以内

※期限にかかわらず、1日でも早い提出をお願いいたします。

<提出方法及び提出先>

電子メールにて提出してください。

メール件名の頭に採択通知書右上に記載の識別番号を必ず付し交付申請書【〇〇会社】等法人名を記載してください。

また、提出書類一式は<mark>協会からお知らせするパスワードを付した zip ファイルに添付</mark>してください。

容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に(何通目/全体数)と記入してください。

「メール件名記入例」

- ・熱導 05-*** 交付申請書【株式会社△△】
- · 自導 04-*** 交付申請書【□□株式会社】(1/3)

「電子メールの宛先」

E-mail: chiikienergy05@rcespa.jp

電子メール以外よる提出は受け付けません。

<交付決定までに要する日数>

交付規程 第7条第2項のとおり、交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、

30日としておりますが、書類不備により修正等が発生した場合は、この限りではありません。 交付決定日は交付申請書類の整備状況に大きく左右されますので、ご留意願います。

交付申請時提出書類等一覧 2.温泉熱等利活用 【設備等導入】

資料 番号	提出書類	チェック欄
	交付申請時提出書類等一覧(本一覧)は、提出書類のチェックに使用してください。 また、電子データには本一覧と同じ番号を付し、順番に並ぶように保存すること(必要に応じて枝番を付すこと)。	
1	様式第1 交付申請書 (電子データはExcel形式のまま保存すること。なお、連名申請をする場合はWord版を作成し、保存すること。)	
2	様式第1 別紙1 実施計画書 (電子データは <u>Excel</u> 形式のまま保存すること。)	
3	様式第1 別紙2 経費内訳 (電子データは <u>Excel</u> 形式のまま保存すること。)	
4	様式第1 別紙2 に記載の金額の根拠となる書類 (見積書、積算書等 及び <mark>単価の根拠資料)</mark>	
5	「2温泉熱等利活用①【計画策定】事業」で策定した事業実施計画、もしくはそれと同等と環境省が認めた計画等	
6	事業を行う場所の地図・図面 (設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置状況が分かる図面や写真、地図等)	
7	事業概要 (電子データは <u>PowerPoint</u> 形式のまま保存すること。)	
8	補助事業全体のシステムフロー図	
9	設備等導入及びその後の運用までの事業全体のキャッシュフロー図 (電子データは <u>PowerPoint</u> 形式のまま保存すること。)	
10	ハード対策事業計算ファイル (電子データは <u>Excel</u> 形式のまま保存すること。)	
11	CO2削減効果の算定根拠資料 (「ハード対策事業計算ファイル」に入力した「年間エネルギー使用量」や「法定耐用年数」の設定根拠・算出過程・引用元に係る具体的資料(電子データは作成したファイルの形式(Excel等)のまま保存すること。))	
12	設備のシステム図・配置図・仕様書・カタログ等	
13	代表事業者の事業概要 (企業パンフレット等)	
14	代表事業者の定款または寄付行為	
15	代表事業者の経理状況説明書 (直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書)	
16	共同事業者の事業概要 (企業パンフレット等)	
17	共同事業者の定款または寄付行為	
18	共同事業者の経理状況説明書 (直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書)	
19	その他、参考資料 (資料ごとに枝番を付し、別紙1の記入欄には資料番号を記入すること。)	

※網掛け部分(資料5~9及び12~19)は、応募申請時から変更がない場合は提出不要。

※資料13~18については、申請者又は共同事業者が地方公共団体の場合には提出不要。 その代わりに申請年度の予算書(表紙及び当該予算についての頁のコピー)を提出すること。

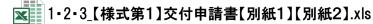
※上記チェックシートは、2. 温泉熱等利活用【設備等導入】事業用のものです。 申請する事業ごとに提出物が異なりますので必ず申請する事業のチェックシートを確認して 下さい。 以下の例に従って電子メールに添付し提出してください。

・交付申請書 様式第1・別紙1・別紙2・(別紙3)、ハード対策事業計算ファイルはExcel 形式で提出してください。

※交付申請書 様式第1・別紙1・別紙2・(別紙3) は切り離さず一つのファイルとして提出して下さい。

- ・CO2 排出量の削減根拠となる資料等、Excel 形式で作成されている資料は、計算の過程がわかるように Excel 形式のまま提出してください。
- ・上記以外の資料で、Word、Excel、PowerPoint 形式で作成されている資料はそのまま Word、Excel、PowerPoint 形式で、それ以外の資料は PDF 形式で保存してください (XDW 等は不可)。
- ・ファイル名には「交付申請時提出書類等一覧」の資料番号と同じ番号を付け、複数の資料と なる場合は、必要に応じて枝番号も付してください。
- ・すべてのファイルを Zip ファイルにまとめ、協会からお知らせしたパスワードをかけてくだ さい。

名前



♪ 4-1-1_見積書(調達①).pdf

<u>├</u> 4-1-2_単価の根拠資料(調達①).pdf

♣ 4-2-1_見積書(調達②).pdf

<u>├</u> 4-2-2_単価の根拠資料(調達②).pdf

9_ハード対策事業計算ファイル.xls

■ 10_C02削減効果の算定根拠資料.xls

| | 17-1_その他参考資料(資料の具体名を記載).pdf

🍌 17-2_その他参考資料(資料の具体名を記載).pdf

※上記は例ですので、申請する事業ごとに「交付申請時提出書類一覧」を参照し必要な書類を添付してください。

<参考資料の参照>

交付申請書は、事業内容・事業による効果・経費内訳・資金計画等を明確な根拠に基づき 示していただきます。根拠となる資料は参考資料として必ず添付してください。

別紙1実施計画書、別紙2経費内訳書で、添付した参考資料を参照する場合は、下記例のように、**どの番号の資料を参照するのかを明記**し、検索しやすいようにしてください。

また、応募申請時から変更が無く提出しない資料は「<mark>応募申請書 資料○ □□□参照</mark>」と記記載してください。

(例)

【別紙 1-2】 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 実施計画書



> 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業に要する。 2. 温泉熱等利活用 【設備等導入】

			VIII 14 14 7 14		
1. 所要経費(円)					
(1)総事業費	(2)寄付金そのff の収入	引額 ()	(4)補助対象経費 支出予定額	(5) 基準額 採択通知に記載の 基準額を転記	
9, 200, 000	0	9, 200, 000	9, 200	9, 200, 000	
(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	协金所要額 /3 3億円 未満切捨			
9, 200, 000	9, 200, 000	6, 900, 000			
2. 補助対象経費支	出予定額内訳				
経費区分・費	費目 :)	積算	草内訳	
業務費 委託料					

2-3 補助対象経費

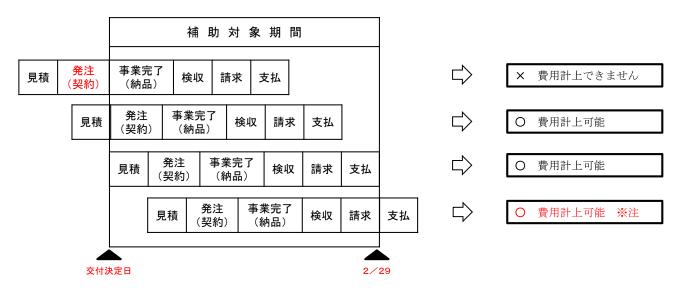
<経費計上の考え方>

補助対象となる経費は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・交付規程 別表第2 第2欄、又は別表第3 第2欄に定める補助対象経費の費目の範囲であること(本資料 P.16~20 参照)。
- ・交付申請書又は変更交付申請書、計画変更承認申請書に記載され、協会に承認された経費 であること。
- ・補助対象期間内に執行された経費(請求された場合を含む)であること。
- ・必要な証拠書類がすべて揃っていること。

※交付決定日より前に契約(発注)した費用は、補助対象経費とは認められません。

(例)



- ※「検収」とは、納品物・工事等が発注した内容に適合するか検査する行為をいいます。
- ※補助事業完了後の完了実績報告書には、当該補助事業に要した経費の支払が完了したこと を証明する領収書等を添付する必要があります。

※注・・・支払いが令和6年2月29日を過ぎる場合

『精算払請求書』の最終提出期限令和6年3月15(金)迄に『支払証明』を提出する。

補助事業は、公的な資金を用いて行われることからその経費の妥当性について厳しく精査されます。 工事業者等からの見積取得にあたっては、材料費や労務費は「一式」ではなく、「台数」、「個」、「人工」等の具体的単価に数量を掛けたものとし、その単価の根拠が明らかになるように見積書の作成を依頼してください。本資料 P. 11~12 に、見積書例を掲載していますので、見積依頼にあたって参考としてください。例に沿っていない見積書が添付されていた場合は、協会から見積の再取得を指示することになります。

(例) 見積書

経費区分・費目	規格等	数量	単位	単価	金額	備考
<材料費>						
仕切弁 GV	5K 20A	4	個	1, 270	5, 080	建設物価 2023 年 ●月号 P. xxx
<労務費>						
配線工費	電工	10	人	19,000	190, 000	公共工事設計労務単価 P. xxx

※ポイント

- 1. 材料費の単価は、建設物価、積算資料、定価の優先順位で単価を確認し、これらに掲載されていない費目については見積をもって単価とする。また、国土交通省監修の公共建築工事共通費積算基準(土木、建築、機械、電気通信)を参考とし、材料費・労務費込の複合単価を計上することも可とする。
- 2. 労務費は、毎年度農林水産、国土交通の二省が協議し決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業実施可能な単価とする。また、必要な人工を示した工程表を添付すること。
- 3. 諸経費額については、公共建築工事共通費積算基準(土木、建築、機械、電気通信)を準用すること。
- 4. 上記、建設物価等は最新のものを参考とすること。
- 5. 上記、建設物価等に記載されている単価の確認のため、該当ページをコピーし、当該単価が 容易に確認できるようにマーカー等でしるしを付けたものを添付すること。
- 6. 見積書は、交付規程 様式第1別紙2との比較が容易であるように作成すること。
- 7. 複数の見積書がある場合は「金額と根拠書類の関係説明資料」(当資料 P. 50 参照) を添付すること。

<事務費について>

事務費は、<u>補助事業者自身</u>の事務手続きに係る費用になります。<u>補助事業を行うために直接必要な事務費</u>であり、当該事業で使用されたことが精算時に証明できるものに限り、補助対象になります。賃金、社会保険料を計上する場合、時間単位での従事日誌の作成が必要となりますので、整備しておいてください。

また、旅費の計上については、旅費規程、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等を整備しておいてください。

なお、本補助事業の交付申請、完了実績報告、及び精算払請求等の手続きに係る事務費は、 補助対象外です。

<補助対象となる付属設備・付帯工事・オプション等>

本事業で導入する設備・機器(以下、「主要設備」という。)を稼働させるために直接必要な付属設備・機器や付帯工事であれば、その設備・機器、工事も補助対象となることがあります。 交付申請の際、導入する主要設備に付属する設備・機器について、その設備・機器が主要設備を稼働させるためにどのような役割を果たすのかを明らかにして、協会の承認を得ることで補助

<補助対象外経費>

対象とすることができます。

協会の承認を得ていないもの、及び以下の費用は補助対象外です。なお、総事業費中の補助対 象経費とは明確に分けてください。

- ・二酸化炭素排出量削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器 、法定必需品等
- ・経年劣化等によってエネルギー消費効率が低下したものを劣化前まで回復させること に係る経費
- ・既存設備の撤去・移設・廃棄費(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む)
- ・ 土地の取得及び賃借料
- 建屋
- ・予備品、オプション品の工事費・購入費用等
- ・再エネ電力メニュー及び再エネ電力証書の購入費用
- 官公庁等への申請、届出等に係る経費
- ・本補助金への応募申請、交付申請、完了実績報告、及び精算払請求の手続きに係る経費
- 上記補助対象外経費に係る諸経費
- ・補助事業にて導入した設備であることを明示するプレートの製作・貼り付け等の経費
- その他、事業の実施に直接関係のない経費

<補助金額の算出>

① 補助金の額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金の額又は補助対象経費(実績額)に補助率を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)のいずれか低い額となります。

<小数点以下の端数整理>

② 金額、単価、時間など実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)に準じ、原則「切り捨て」とします。

ただし、自社調達による利益相当分の排除の算出の場合は、切り上げとします。

③ また、補助事業者の社内規程等において端数処理方法が規定され、事前に協会が認めた場合はその規定の適用を認めます。さらに、水道、光熱、電力、通信費等で、人員按分、時間按分、面積按分等の按分比を使用して補助対象経費を算出する場合において、按分比の小数点の扱いは、小数点第3位以下を切り捨てとします。

納期

引渡場所 低炭素●○

2年度にまたがる場合は、全年度分と年度ごとに分かれ た見積書を作成のこと。

見 積 書 例

日付が必ず記載されていること。

見積番号 T22071523 令和5年 *月**日

脱炭素株式会社 御中

貴御照会の件下記の通り御見積もり申し上げます。

令和6年1月31日 -

●○における△▲導入工事費用として (○○○○○事業)

12, 568, 810 円 (税抜)

住 所 東京都港区虎ノ門・・ 電 話 03-1234-5678

脱炭素重工業株式会社

会工脱 社業炭 之株素 印式重

消費税は別途申し受けます

納期は**令和6年2月29日以前**であるか確認するこ

支払条件	f 低炭素●〇 = 請求後翌月末		♥初約□+ / + 注立注章	の日付けが見積書の有効期限内である必要があります。					
見積書有	「効期限 3ヶ)	月 ———	※ 実利日もしては、注文調査	の口刊りか兄債者の作	多列州政	(N) CW	る必安 <i>いめ</i> りまり。	•]	(単位:円)
区分	費目	細分	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
工事費			交付規程 別表の区分・費目・	細公ゴとに頂日を公	1+7/	ださ			
	本工事費 —		文 で 大口が住 が及び区が 質日	加力とこに残日を力	<i>()</i> (\ .				
		(直接工事費)							
		材料費	△▲本体	AB35CD-EF	1	台	7, 500, 000	7, 500, 000	定価 9,000,000円
			●○●○機	ABAB-02	1	台	100, 000	100, 000	定価 120,000円
	や労務費は一式		◇◇機器	CCCC-DE	1	台	80, 000	80,000	定価 100,000円
	、人工等の具体 たものとするよ		●○機器	DDD-30	2	台	150, 000	300, 000	定価 180,000円
			●○交換器	AAA用	1	台	250, 000	250, 000	定価 280,000円
			◆◆機器	FFE-3	1	台	100, 000	100, 000	定価 120,000円
材料費	け 建設物価・	積算資料を参考	ケーブル・電線	CVT 60sq	100	m	1, 891	189, 100	建設物価 202X年X月号 p. 527
		iとし、参考とし	II .	CV 2sq-3C	20	m	116	2, 320	建設物価 202X年X月号 p. 527
た			, n	CV 5.5sq-4C	20	m	306	6, 120	建設物価 202X年X月号 p.527
建設物 てくだ		掲載頁を記入し	n .	CVV 1.25sq-2C	100	m	59	5, 940	建設物価 202X年X月号 p.527
C \ /3	. 0 6 %		II .	CVV 1.25sq-4C	60	m	106	6, 360	建設物価 202X年X月号 p. 524
	や配管支持金物		n .	CVV 2sq-4C	60	m	144	8, 640	建設物価 202X年X月号 p. 525
での掛 ん。	け率で一式計上	して構いませ	n .	CVVS 1.25sq-2C	100	m	125	12, 500	建設物価 202X年X月号 p. 526
700			n .	IV 8sq	100	m	94	9, 430	建設物価 202X年X月号 p. 528
建設物	価に掲載してい	ない材料につい	ケーブル・電線 雑材料		1	式	7, 200	7, 200	材料費 × 0.03
				柞	才料費	小計		8, 577, 610	⟨1⟩
							見積書と様式	1別紙2-●-	- 〇積算内訳を
		労務費	△▲機器搬入据付費	設備機械工	20	人工			†労務単f p. 5)
			配管据付費	配管工	5	人工	20, 400	102, 000	202X年公共工事設計労務単f p. 5)
	は「公共工事設		制御盤組立・据付費	電工	12	人工	22, 600	271, 200	202X年公共工事設計労務単f p. 5)
表」を準用し、事業実施可能な単電工費		電工費	電工	40	人工	22, 600	904, 000	202X年公共工事設計労務単f p. 5)	
			Ė	労務費	小計		1, 697, 200	⟨2⟩	
					1 1 1+		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	E5 kt = 1 11 75 65	- II \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
			間接工事費は積み上げ 基準(土木、建築、機						
		(間接工事費)				l			
		共通仮設費	共通仮設費		1	式	150, 000	150, 000	⟨3⟩
		現場管理費	現場管理費		1	式	500,000	500, 000	⟨4⟩
		一般管理費	一般管理費		1	式	350, 000	350, 000	⟨5⟩

	測量及試験費		試運転調整		1	式	150,000	150, 000	⟨ 6 ⟩
	機械器具費		ラフテレーンクレーン賃借料	25t	1	日・台	44,000	44,000	⟨ 7 ⟩
设備費	設備費		◇◆機器		1	台	1,700,000	1,700,000	⟨8⟩
			既存設備の撤去費は補助対象を		1	式	25, 000	25, 000	
			撤去費が見積に含まれていない 助事業者が負担していることを確						
			7/					補助対象外経	貴がある場合は、その旨
		(撤去工事費)						備考欄に記載し	いてください。
			既存△▲撤去費用						
			人工	設備機械工	10	人工	21,000	210,000	<補助対象外>
	象外分の工事に		××解体処分費		1	式	450,000	450,000	<補助対象外>
(補助対	別に算出してくだ 対象の間接工事費		地下◆◆洗浄作業費		1	式	170,000	170,000	<補助対象外>
しなし	١,,)		地下◆◆埋設砂費		10	m3	2,000	20,000	<補助対象外>
			輸送用大型トラック		1	式	50,000	50,000	<補助対象外>
			共通仮設費		1	式	20,000	20,000	<補助対象外>
			現場管理費		1	式	100,000	100,000	<補助対象外>
			_ 奶 竺 珊 弗		1	<u></u>	80,000	80,000	<補助対象外>
			D費用を、様式第1別紙2-●- 中に、本事業の目的達成のため						
本事業と関係のない、補助対象外の屋根の補修工事もお願いする等)、その額は総事業費から除 いてください。(出来る限り別の見積・契約としてください。)									
	総計						12. 5	68, 810	円 (税抜)

2-4 利益排除

補助事業において、補助対象経費の中に自社調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、利益等排除の方法については原則以下のとおり扱うこととします。

<利益等排除の方法>

材料費は原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。卸売価格、社内取引価格(工場出し価格、事業部出し価格等)ではありません。

なお、「製造原価」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明し、その 根拠となる資料が必要となります。

労務費は工事を担当する部門の部門単価もしくは工事に従事した従業員に支払った賃金の時間単価に、従業員ごとの工事に従事した時間数を乗じて算出してください。

その際、補助事業者の経理部門等が計算した単価計算書(残業の割り増し分は含まないこと。)と、補助対象設備の工事に従事した労働時間がわかる日報(補助対象の工事を実施したことがわかるよう詳細に記入する。休憩時間等は除外すること。)を添付していただきます。

3. 交付申請書 作成上の注意点

様式第1 交付申請書

様式第1(第5条関係)

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

代表理事 岡本 光司 殿

採択通知書右上の 識別番号を入力

補助事業者の社内番号等 不要な場合は「番号」の

申請者 住

文字を削除

所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構製 (2温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化化) 交付申請書

令和●年●月●●日

識別番号: □0X-*-***

番 号

代表者は、原則、法人の代表権を持 つ方です。代表者からの委任状を添 付する場合に限り、委任を受けた方 を代表者として交付申請すること が可能です。

押印不要

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域恒爆共工画情報事 業)に係る交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとお り申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25 5号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり 別紙2経費内訳の所要経費欄 (8) 補助金所要額 の額を記入

2 補助金交付申請額

(うち消費税及び地方消費税相当額

3 補助事業に要する経費

・消費税及び地方消費税を含まない場合は、0円と記入

0円)

別紙2 経費内訳のとおり

- ・消費税等を含めた交付申請ができる事業者の場合、別紙2 経費内訳の所要経費欄(8)補助金所要額 に対する額 (小数点以下切捨て)を記入
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ~ 令和●年●●月●●日 =

すべての補助事業の検収が終了する予定日を記入

別紙2 経費内訳

【別紙2-2】

識別番号

事業ごとに様式が 異なります。 「イノベーションによる地域循環共生圏構築事業に要する経費内訳 2. 温泉熱等利活用 【設備等導入】

	, ,,,,,,,	()((()))					
1. 所要経費 (円)							
(1)総事業費	(9) 客付全その他	(3) 差引額	ĺ	(4)補助対象	泉経費	(5) 基準額	頁
	無い場合は0円	(1)-(2)		支出予定	它額	採択通知は	
						基準額を軸	云 言己
15, 000, 000	0	15, 0	000,000	13,	822, 700	_ 1	4, 000, 000
(6)選定額	(7)補助基本額	(8)補助金					, ,
(4)と(5)を比較し	(3)と(6)を比較し	$(7) \times 2/3$			採択通知	書に記載さ	れている
て少ない方の額	て少ない方の額	※上限3億日			基準額を記	記入	
13, 822, 700	13, 822, 700	※千円未満	列括 215, 000			5	
2. 補助対象経費支		<u> </u>	210,000	千円未満	切り捨て		
		store (pr			 積算卢	<u> </u>	
経費区分	、札、見積合せ等に	tn (7)	補助其2	大額が	(関邦ド	7,5/	
	で動した場合は算出 で動した場合は算出			F-1877			
				(Va Val	**** O	○ ○ /₩\ △ □	77
工事費			*	資料4-1 見	」槓諅 ○○	○○㈱参見	
本工事費							
材料費		4, 500	, 200	△本体			
					1		
労務費		3,000	,000	△二事			
機械器具費		432	,500	○器具賃貸	타		
設備費		5,890	,000 🔷	>◇機器購入			
				料を参照して			
			名称を明	記してくださ	い。(別新	氏1におい	ても同様)
交付規程 別表第2又							
区分、費目および細分 いでください。	700名称以外は、記述	載しな					
101/2016	<u> </u>						
合計		13, 822	. 700				
購入予定の主な財	 産の内訳(一品、			断格が50万	円以上の	₹ √ <i>O</i>)	
名称	仕			単価(円)	金額		購入予定時期
2H 1/1	الله	iet/	<i>≫</i> =	1.1hm (1.1)		(14/	7447 - 4 74EPH 791
△△本体	AB123-W	V7		7, 392, 700			令和6年2月
	04567-8		1	5, 890, 000			令和6年1月
✓ ✓ 1/双 有直	04307-8			7, 090, 000			17年0十1月
			1		田本ツ	しの珍雨マ	之年 日 か ショコ
設備	費のみでなく、工事	費 (材料費	労務費.	間接工事	別座し	との使収予)	定年月を記入
)を含めた一式の金額						
	してください。				<u> </u>		

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をい
			い、これに要する運搬費、保管料を含むものとす
			る。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会
			編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、
			事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連
			を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資
			料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件
			費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土
			交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務
			単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態
			及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価
			とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次
		巨灰胜負	の費用をいう。
			①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電
			力電灯使用料及び用水使用料)
			②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に
			要する経費(材料費、労務費を除く。))
			③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用
			料及び派出する技術者等に要する費用)
		(間接工事費)	
		(同级工事员) 共通仮設費	次の費用をいう。
			①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、
			移動に要する費用
			②準備、後片付け整地等に要する費用
			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する
			費用
			④技術管理に要する費用
			⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経 費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品 費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似 の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利 費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、 類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要 最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準 じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入 並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用 をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

1					
事務費	事務費			事業を行うために直接必要な事務	に要する社会保
				険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費	、役務費、委託
				料、使用料及賃借料、消耗品費及び	『備品購入費をい
				い、内容については別表第3に定め	るものとする。
				事務費は、工事費、設備費及び業務	費の金額に対し
				て、次の表の区分毎に定められた率	を乗じて得られ
				た額の範囲内とする。	
			1		T
		号		区 分	率
		1	5,000万円	円以下の金額に対して	6. 5%
		2	5,000万円	円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%
		3	1億円を超える	る金額に対して	4. 5%

1区分	2費目	3細目	4細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要 な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料 をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要 な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資 料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要 な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、 回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要 な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係 る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要 な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技 能又は資格を必要とする業務に要する経費をい う。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

消耗品費	この費目から支弁される事務手続のために必要
備品購入費	な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の
	購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、
	単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

工程表 (予定)

(例)

工程表例

工事名	●●工	 (O(000	〇事	業)																												主任監督
請負者名	〇〇株式	式会社															工期]	自	令	和C	年1	1月1	日		至	令和	和〇	年12	月3	1日		脱炭素次郎
		月														令:	和〇	年1	1月														
月間工程表		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
工事種目 (施工場所)	職種	曜日	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	П	月	火	水	木	金	±	工数合計
機器据付工事	設備機構	せ エ							4	4	4	4			4																		20
配線工事 (機械室)	電工										4	4																					8

≪注意事項≫

本事例はあくまでサンプルですので、各業者で使用されている工程表がある場合は、そちらを 活用していただいて結構です。ただし工数を確認できるものとしてください。

補助事業者は各工事・各職種ごとの工数と、見積書の工数が整合しているか確認してください。

4. 交付決定以降、完了実績報告に向けての重要ポイント

4-1 事業内容等の変更

- ※<u>補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談</u> ください。
- ※<u>応募申請時からの変更、交付申請時からの変更、いずれの場合も協会担当者への</u> 連絡が必要です。
- ※変更内容によっては補助対象とならなくなる場合があります。 些細な変更であっても必ず事前に協会担当者までご連絡ください。

<事業内容等の変更(交付規程 第8条 第1項 第三号)>

やむを得ず記載内容と異なる内容の補助事業を行い、以下に掲げる事項に該当する場合は、計画変更承認申請を行い、協会の承認を受ける必要があります。(交付規程 様式第5)

- ・補助事業に要する経費の、各配分額のいずれか低い額の15%を超える変更をする場合。
- ・補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。 補助事業者は、協会の承認を受ける前に補助事業の執行を行うことはできません。

<二酸化炭素排出削減量について>

本事業の目的は、我が国が、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会を実現するため、2040年頃を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする先導的モデル(地域循環共生圏)の構築を目指すものです。

当然、補助事業の採択にあたりましては、その二酸化炭素排出量の削減効果が重要となっています。

変更のあった交付申請書審査にあたっては、事業の二酸化炭素排出削減量の算出過程・根拠についてさらに精査させていただき、採択時または交付決定時より期待していた削減効果が見込めないことが明らかになった場合、交付決定の解除となる場合があります。

交付申請書には二酸化炭素排出量削減の算出過程・根拠を示した資料を必ず添付してください。

4-2 契約先の選定方法

補助事業者が補助事業に係る設備等の導入等を発注又は契約する場合は、補助事業の遂行上著し く困難または不適当である場合を除き、経済性を確保する観点から<u>競争入札や三者以上による見積</u> <u>合わせを実施するなど</u>競争原理を用いた適正な契約を行うとともに、単に利便性などで特定の業者 を選定することがないよう、競争性・透明性が確保された発注・契約の実施に十分留意してください。

事業完了後の完了実績報告書には、採用・不採用の見積書等、業者選定の経緯がわかる資料を必ず添付いただくことになります。

<見積依頼書>

見積依頼書は、原則、補助事業者の社内規程の書式を使用し作成してください。

また、依頼日、依頼者を明確にして、正式な見積依頼書であることを証するため、依頼者の社 名及び社印が押印されていることを確認してください。

なお、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、見積依頼を行った際には、その全てを 交付申請書及び完了実績報告書に添付していただきます。

[留意点]

- ・見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容を基本として作成され、見積機器選定に必要な 条件が記載されているか。
- ・見積依頼は月日の証拠が残る形で行っているか。(電話や口頭によるものは不可)
- ・見積依頼仕様書は、すべての依頼先に同じ内容・手段で提示されているか。

<見積書、見積仕様書>

三者以上から入手した見積書、見積仕様書について、見積依頼仕様書にて求めている内容に 過不足がないか確認を行い、差異がある場合は、揃うまで再見積を行ってください。

[留意点]

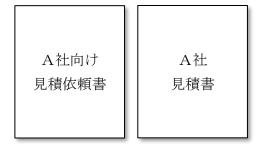
- ・必要な設備、材料、工数等が、適当な費目で正確に計上されているか。
- 見積金額が妥当か。
- ・使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当か。
- ・納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ・複数のメーカーを取り扱う業者の場合、要件を満たす最も安価なメーカーでの見積か。
- ・見積仕様書は、選定した機器が兼用設備及び将来用設備、予備設備等とならないことが 明確に確認できるか。(不明な場合は、補助対象外となる場合があります。)
- ・採用見積書と不採用見積書で、各費目・区分の比較ができるか。(採用だけが詳細な見積 書で、不採用見積書が概算見積となっていないか。)

(注) 契約の都合上、補助対象経費以外(撤去費等)を含めて契約した場合は、補助対象経費と他の経費の内訳がわかるよう、明細を備えてください。

<三者以上の見積合わせでの工事業者等選定の場合に必要な書類>

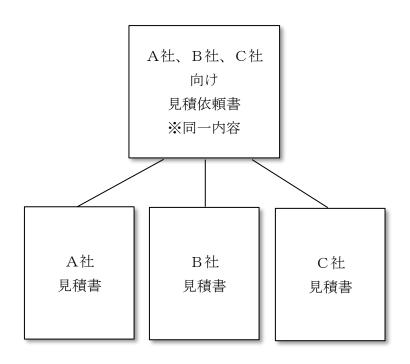
【交付申請時】

見積依頼書と、一者以上の見積書を添付。



【完了実績報告時】

見積依頼書と、三者以上の見積書を添付。



※見積書、積算書の費目ごとの金額と、別紙2経費内訳の費目ごとの金額のつながりが確認できるようにして下さい。

<競争入札による選定の場合に必要な書類>

【交付申請時(入札前)】

積算書と参考見積書を添付。自社の積算基準に基づいて作成した場合は、その積算基準の 該当部分を添付してください。

積算書

(入札予定価格)

参考見積書 (積算書作成の 参考にしたもの)

【完了実績報告時(入札後)】

入札結果の調書と、落札者の落札額内訳を添付してください。 (補助対象経費の区分・費目ごとの内訳)

入札結果 調書

落札者の 契約額 費目内訳

※入札の一連の流れが分かる資料を添付してください。 (事業名、入札日、開札日、入札業者、入札金額、落札した内容)

※見積書、積算書の費目ごとの金額と、別紙2経費内訳の費目ごとの金額のつながりが確 認できるようにして下さい。

<選定理由書が必要な場合>

設備・機器や役務の調達に当たっては、競争性をもった業者選定、価格決定が必要(交付規程 第8条第二号)となり、原則入札又は三者見積が求められます。

ただし、<u>三者見積がとれない場合(二者または一者)は、その客観的理由等を記載した選定理</u> 由書を協会に提出し、協会の事前了解を得ることが必要になります。

<選定理由書の記載内容>

- ・日付 (以下の<選定理由書の日付>参照)
- 交付決定日、交付決定番号
- 代表者名、役職名
- ・品名 (メーカー、型式を指定している場合は、メーカー名、型式も記載)
- 選定先業者
- ・設備・機器等の概要(補助事業における当該物品の必要性、利用目的等)
- ・理由

以下の2つがあります。(状況により、①だけ/②だけ/①と②の両方を説明)

①メーカーまたは型式を指定したために、三者見積がとれなくなった場合は、

そのメーカー、形式を指定する理由 (メーカー選定理由)

②メーカー直販ではなく、代理店の一者からしか見積を取得できない場合は、

当該業者からしか購入・導入できない理由 (業者選定理由)

(唯一の代理店であることが理由の場合は、メーカーが発行する<u>総代理店証明書</u>の添付が必要)

<選定理由書の日付>

選定理由書の右肩に記載する日付(選定理由書作成日)は、<u>以下の全てを満たしていることが</u>必要です。

- ① 協会の交付決定日と同日、もしくは、それ以降の日
- ② 補助事業者と選定先業者の間の契約締結日・発注日と同日、もしくは、それ以前の日
- ③ 見積書の日付と同日、もしくは、それ以降の日

例

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 \triangle \triangle \triangle \triangle 殿

> 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

協会に相談の上、 提出してください。

> 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 「温泉熱等利活用 【設備導入】」 における〇〇〇の契約(発注) 先の選定について

令和〇年〇〇月〇〇日付け地循社協事第***********号にて交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)における、〇〇〇に係る契約につきまして、当該事業の経緯上、競争原理が働くような選定手続きを行わず下記法人と契約したく、その理由を下記に報告いたします。

記

- 1. 品名
 - ※設備・機器等の名称を記載 ※メーカー、型式を指定する場合、メーカー名、型式も記載
- 2. 選定先業者
 - ※当該設備・機器等の契約・発注先(業者名)を記載
- 3. 設備・機器等の概要
 - ※当該設備・機器等の補助事業を遂行するための必要性、導入目的を記載
- 4. 選定理由
 - ※メーカー、型式を指定する場合、当該設備・機器等に必要不可欠な機能、性能等及び その必要理由を記載した上で、当該メーカーを選定する理由を記載
 - ※当該設備・機器等の購入先を選定する理由を記載
 - (ただし、メーカー、型式を指定し、かつ当該メーカーから直接購入する場合は不要) ※社内での実績の多さや、より安全なため、といった理由は不可

以上

識別番号:○○04-***

令和●年●●月●●日

P.26<選定理由書の日付>

①~③を満たした日付であること

4-3 費目別費用計上に係る留意点

<賃金・報酬・給料・職員手当>

補助事業における基本的な賃金・報酬・給料・職員手当の算出は以下の考え方で行います。

【賃金・報酬・給料・職員手当】= (1)【時間単価】 × (2)【作業時間数】

(1) 【時間単価】の算定方法

下記のいずれかの手法にて算定してください。

①健保等級単価を適用する方法

区分	給与形態等	労務費単価の算定
健保等級単価	日給・時給制、	労務費単価一覧表(30ページ)から該当する「健保等
適用者	役員を除く全て	級」に対する賞与回数に応じた時間単価を適用

②年俸・月給制の者において労務費単価一覧表を適用する方法

区分	給与形態等	労務費単価の算定
健保等級単価	年俸制	月給額を算出し、労務費単価一覧表(30ページ)の
適用者以外	月給制	「月給額範囲」に対応する時間単価を適用

③実績単価を適用する方法

区分	給与形態等	労務費単価の算定
健保等級単価 適用者以外	口《公生』	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給所定労働時間で除
	日給制	した単価(一円未満切捨て)を適用
	時給制	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用
	犯 邑	等級単価一覧表を適用せず、実際の支給実績に基づき時間
	役員	単価設定

①健保等級単価を適用する場合

○健保等級単価を適用できる者

以下の条件を全て満たす者については、健保等級単価により人件費を積算していただくことが可能です(ただし、役員、日給制・時給制の者を除く)。

- ・健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者
- ・健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者
- ○健保等級の証明

<u>被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、標準報酬月額保険料額表、給与明細等、等</u>級を証明できる書類を提出してください。

<u>上記による証明ができない場合は、給与責任者による『健保等級証明書』</u>を提出してください。

(参考) 健保等級証明書の例

令和〇年度	4月1日	中途採用者等	年度途中変更	賞与の 支給回数	備考				
従事者氏名	等級	等級	等級	回数					
00 00									
00 00									
00 00									
令和 ●年度 事業従事者に係る健保等級について、上記のとおり証明します。									

②年俸・月給制の者において労務費単価一覧表を適用する方法

○健保等級単価適用者以外の者のうち、年俸制及び月給制の者については、以下の報酬・手 当等に基づき月給相当額を算出し、労務単価一覧表の月給範囲欄に相当する労務費単価(B 欄法定福利費を加算しない単価)により人件費を算出してください。

○算定に含めることができる報酬・手当

基本給、補助事業期間内に支払われた賞与、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬のうち、給与相当額など金銭で支給されるもの。

力務貨甲伽一	見衣(时间里)				用(単位:円)		
	健	保等級適用者	Ĺ		健保等級		
A. 賞与なし	、年4回以上	賞与回数	B. 賞与1	□~3回		<u>制·月</u>	給制)
		法定福利費					法定福利費を
法福費加算	加算しない	加算の有無	法福費加算	加算しない	加算しない	欄の単価	応適用
労務費単価	労務費単価		労務費単価	労務費単価	日:	給額釯	
カ奶貝 中間 /hr	カカ貝 中間 /hr	健保等級	//加貝中間 /hr	カカ貝 中間 /hr		. ~ 未	
430	360	1	560	470	<i> ✓ ✓</i>	~ ^\	83,790
490	420	2	650	560	83,790	\sim	97,090
560	480	3	740	640	97,090	\sim	110,390
620	540	4	820	720	110,390	\sim	123,690
690	600	5	920	810	123,690	\sim	134,330
740	640	6	980	850	134,330	\sim	142,310
780	680	7	1,040	900	142,310	\sim	151,620
840	730	8	1,120	970	151,620	\sim	162,260
900	780	9	1,190	1,040	162,260	\sim	172,900
960	830	10	1,270	1,100	172,900	\sim	183,540
1,020	880	11	1,350	1,170	183,540	\sim	194,180
1,070	930	12	1,420	1,230	194,180	\sim	206,150
1,140	990	13	1,520	1,320	206,150	\sim	219,450
1,210	1,050	14	1,610	1,400	219,450	\sim	232,750
1,280	1,110	15	1,700	1,480	232,750	\sim	246,050
1,360	1,180	16	1,810	1,570	246,050	~	259,350
1,430	1,240	17	1,900	1,650	259,350	~	279,300
1,570 1,720	1,360	18 19	2,090 2,290	1,810 1,980	279,300	$\frac{\sim}{\sim}$	305,900
1,860	1,490 1,610	20	2,290	2,140	305,900 332,500	\sim	332,500 359,100
2,010	1,740	21	2,470	2,140	352,300	\sim	385,700
2,160	1,860	22	2,870	2,470	385,700	\sim	412,300
2,300	1,980	23	3,060	2,640	412,300	\sim	438,900
2,440	2,110	24	3,240	2,810	438,900	\sim	465,500
2,590	2,230	25	3,440	2,970	465,500	\sim	492,100
2,730	2,360	26	3,630	3,140	492,100	\sim	525,350
2,950	2,540	27	3,920	3,380	525,350	\sim	565,250
3,160	2,730	28	4,200	3,630	565,250	\sim	605,150
3,380	2,920	29	4,490	3,880	605,150	\sim	645,050
3,600	3,100	30	4,780	4,130	645,050	\sim	684,950
3,810	3,290	31	5,060	4,380	684,950	\sim	724,850
4,030	3,480	32	5,360	4,620	724,850	\sim	764,750
4,240	3,660	33	5,640	4,870	764,750	\sim	804,650
4,460	3,850	34	5,930	5,120	804,650	\sim	844,550
4,680	4,030	35	6,220	5,370	844,550	\sim	884,450
4,880	4,220	36	6,490	5,620	884,450	~	924,350
5,070	4,410	37	6,750	5,860	924,350	~	970,900
5,340	4,660	38	7,120	6,190	970,900	\sim	1,024,100
5,600 5,870	4,900 5,150	39 40	7,470 7,820	6,530 6,860	1,024,100 1,077,300	$\frac{\sim}{\sim}$	1,077,300 1,137,150
6,200	5,460	40	8,260	7,270	1,077,300	$\frac{1}{\sim}$	1,137,130
6,530	5,770	42	8,700	7,270	1,137,130	\sim	1,203,030
6,860	6,090	43	9,140	8,100	1,203,030	\sim	1,336,650
7,190	6,400	44	9,580	8,510	1,336,650	\sim	1,403,150
7,590	6,770	45	10,110	9,000	1,403,150	\sim	1,482,950
7,980	7,140	46	10,630	9,500	1,482,950	\sim	1,562,750
8,380	7,520	47	11,160	10,000	1,562,750	\sim	1,642,550
8,780	7,890	48	11,690	10,490	1,642,550	\sim	1,722,350
9,170	8,260	49	12,210	10,990	1,722,350	\sim	1,802,150
9,570	8,630	50	12,73500	11,480	1,802,150	\sim	
	**た中に一て担人)			(加 駐士・)			

⁽注1)事業期間が複数年度に亘る場合は、事業年度ごとに制定する労務費単価一覧表を適用します。

⁽注2)国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

③実績単価を適用する方法

○日給・時給による従事者

日給・時給制の者については、雇用契約書、給与規程等により規定されている日額又は時間単価により人件費を積算してください。

・単価の証明・・・・『雇用契約書』等により日・時間単価を証明してください。 ※上記が提出できない場合は、給与責任者による『給与証明書』を提出してください。

○健保等級単価適用可能者のうち健保等級単価を使用しない者

事業実施期間中に実際に支払った給与等(基本給、補助事業期間内に支払われた賞与、各種手当(②年俸・月給制に準拠)、法定福利費)に基づき、時間単価を算定してください。 ※実際に支払った額を証明するにあたり当該期間の給与明細等を全て添付してください。

(参考) 雇用契約書の例

雇用契約書または労働条件通知書

氏 名 : ○○○○殿

契約期間:令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日

就 業 場 所 : ○○○株式会社***事務所

業 務 内 容 : ○○に従事

就 業 時 間 : 始業●時○分~就業●時○分

休憩時間:○分 時間外労働:有り 休日労働:無し

休 日 : 就業規則による

休 暇 : 年次休暇●日(6ヶ月継続勤務後)

給 与 : 時給1,000円(月給○○○円)

その他:社会保険等の加入状況

通勤手当については · · · ·

雇用主:○○株式会社 @

人事部長・・・・

(参考) 給与証明書の例

給 与 証 明 書

補助事業 令和 ●年 ○月 ●日 ~ 令和 ●年 ○月 ●日

令和] 〇年度			F	割額給	ا		
従 事	者 氏 名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
	給 与 額 (基本給) (円)							
00 00	手 当 等 (円)							
	賞与相当額 (円)							
	給 与 額 (基本給) (円)							
00 00	手 当 等 (円)							
	賞与相当額 (円)							

令和 ●年度 事業従事者に係る給与支給額について、上記のとおり証明します。

令和 ●年 ●月 ●日

名 称 (社名等): 〇〇株式会社

証明者所属部署 : ××事業部

証明者氏名(自署): ⑩

(2)【作業時間数】を示す根拠資料

【作業時間数】の根拠資料として補助事業期間の<u>『業務日誌』『従事積算表』『就業規則、</u> 就業カレンダー』『タイムカードまたは出勤簿』『休暇簿』を添付してください。

(参考)業務日誌の例

◆◆◆株式会社

令和○年度業務日誌

	適	用月		9	月			
従事	者	所属部	署	00	事業部			責任者部署·役職 ●●部 部長
従	事	者 氏	名	00	00 🗐			責任者氏名 ◇◇ ◇◇ ⑩
日付	曜日	開始時刻		終了時刻	うち 休憩時 間	うち 除外時 間	従事 時間	従事内容の詳細
1	月	13:00	~	18:00			5:00	〇〇市連絡会議資料作成
2	火	9:00	~	18:00	1:00		8:00	CO2削減効果試算
3	水						0:00	
4	木	9:00	~	12:00			3:00	〇〇市連絡会議出席
5	金	9:00	~	18:00	1:00	2:00	6:00	事業計画書作成
			1	合計			61:30	
		슫	計	(換算値))		61.50	

※作業内容については、補助対象事業に係る業務内容であることが客観的に確認できるよう、できるだけ具体的に記入してください。

(参考) 従事積算表の例(上記業務日誌の個人別集計表)

	<u>令和○年度従√事積算書</u> 事業名: 											〇〇株式会社		
ſ					9	, 用	10	月	11	月	12	月	合	計
	氏	名	単価	適用月	時間数	金額	時間数	金額	時間数	金額	時間数	金額	時間数	金額
	1 00	00	3, 210	6	61.50	197, 415	123. 00	394, 830	56.00	179, 760		0	240. 50	772, 005
	2 🗚	$\nabla\nabla$	3, 660	9		0		0		0	70. 00	256, 200	70. 00	256, 200
	月	別	合 計	-	61.50	197, 415	123. 00	394, 830	56.00	179, 760	70. 00	256, 200	310. 50	1, 028, 205

※支払を証する書類と照合できるよう個人毎月別に集計してください。

(3) 給与等支払の証明書類

- 振込金受託書・振込明細書等、金融機関発行の支払い証明が必要です。
- ※社内的な伝票、給与明細や金融機関に対する振込依頼書は支払を証明する証憑とはなりませんのでご注意ください。
- ※関係書類については、欠落するものがないよう、確認のうえ提出してください。

(参考) 人件費に係る提出書類の例

- · 就業規則 · 給与規程等
- 事業従事者の管理体制図
- 雇用契約書
- ・事業従事者の時間給額算出表
- ・ 健保等級の証明書類
- ・給与台帳又は給与明細
- · 業務日誌 · 従事積算表
- ・出勤簿又はタイムカード
- ・個人別・月別の人件費集計表
- ・給与支払額がわかる書類(銀行振込受領書)
- ※上記は提出書類の例を示していますが、健保等級単価適用者とそれ以外では必要となる書類 が異なりますので、実態に即して資料を整備してください。

<旅費>

- (1) 旅費の計上については、団体(社内)の規定に基づき行ってください(完了実績報告の際に旅費規程を提出してください)。
- (2) 旅費の発生に係る証拠書類として旅行会社への発注書、出張者本人への指示書、旅費計算書、交通事業者の領収証(出張者が立替払を行った際)、航空機利用の場合は航空券・搭乗券(紛失した場合は搭乗証明)、出張報告書等を整備し、完了実績報告に添付してください。
- (3) 補助事業者が旅費を支払ったことに対する証明として、交通事業者・旅行会社への支払を 証明するため領収証、振込明細書等金融機関発行の書類(補助事業者が直接交通費等を支 払った場合)、出張者本人への支払を証明するための振込明細書等金融機関発行の書類 (出張者が立替払を行った場合)を完了実績報告に添付してください。
- (4) 消費税納税事業者等においては消費税額を除いて計上してください(消費税を計上する場合は税額を補記してください)。

(参考) 旅費に係る提出書類の例

• 旅費規程等内規

- 出張命令書
- 旅費計算書
- 出張報告書
- ・領収書(航空機・タクシー・宿泊費等)
- 銀行振込受領書
- ・現金出納簿・出張者からの領収書

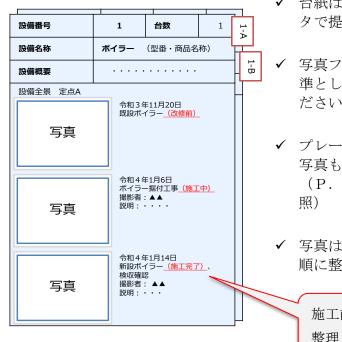
4-4 写真台帳の整備

本補助事業では、設備、機器等の導入前、導入後の設置状況等を確認できるよう、工事状況写真を整備しておく必要があります。写真台帳は、完了実績報告書に添付していただく書類です。

工事の施工によって、工事完了後、不可視部分となるなど、後日目視による検査が不可能また は容易ではない部分については、施工の完了後においても各施工部位の状況が確認できるよう撮 影してください。

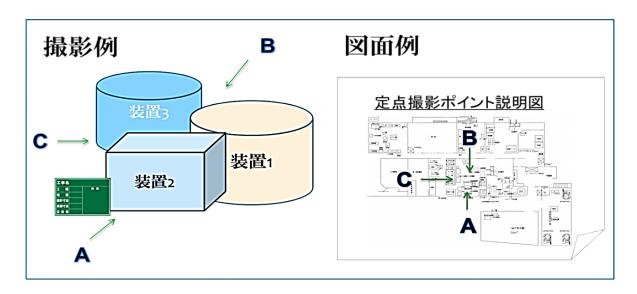
その際、全体を記録できるよう、必要に応じて複数の角度から撮影することとし、また、工程 ごとに定点から撮影してください。撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構 造図等の説明図等を添付してください。

なお、工事写真台帳を作成するソフトをお使いの場合、その使用も可とします(後から編集できるものを除く)。



- ✓ 台紙はA4サイズの用紙とし、PDFデータで提出してください。
- ✓ 写真ファイルの記録形式は、JPEGを標準とし、400万画素以上を基準としてください。
- ✓ プレートの貼付け箇所と記載内容が分かる 写真も添付してください。(P. 39 4-6プレート等の貼付 参
- ✓ 写真は、説明文や説明図等を付けて、日付順に整理してください。

施工前、施工中、施工後が分かるように 整理してください。



<撮影内容>

写真は、次の項目を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象とともに写しこむようにしてください。また、写真で日付が読み取れない場合は、備考欄に日付を記載してください。

①工事名 ②工事種目 ③撮影部位(場所)④撮影年月日 ⑤施工状況 ⑥受注者名、立会者 ⑦その他(寸法、規格、表示マーク、型式等の表示された銘板・ラベルなど)

<撮影単位>

設備ごと・設置場所ごとの撮影が必要です。

※ただし、同じ型式の設備を複数設置する場合、類似の設置場所が複数ある場合は、例外として下記のとおりとします。

■銘板 (ラベル) について

設備ごとに撮影してください。

ただし、同じ型式の設備が5台以上ある場合は、代表1台の銘板(ラベル)の撮影で可とします。その場合、写真台帳に「同じ型式の \bigcirc 0について、ほか \triangle 4(個)は省略する」等、総台数が分かるように記載してください。

■設置場所について

設備ごとに撮影してください。

ただし、同じ設置場所に同じ型式の設備が5台以上ある場合は、代表1台を撮影してください。

また、類似の設置場所に同じ型式の設備をそれぞれ設置する場合は、1 γ 所のみの撮影で可とします。その場合、写真台帳に「同じ型式の \bigcirc について、ほか \triangle 台(個)は省略する」等、撮影省略がわかるように記載してください。

4-5 取得財産の管理

<取得財産の管理(交付規程 第8条 第1項 第十三号)>

補助事業者は、補助金により取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、交付 規程 第8条 第1項 第十三号 様式第10による取得財産等管理台帳を整備し、適切に管理して ください。

また、当該取得財産等には、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)による補助事業であることを明示したプレート等を貼付けてください。(プレートの詳細については、本資料P.39~40参照)

<取得財産の処分制限(交付規程 第8条 第1項 第十四号)>

取得財産等のうち一品、一組又は一式の価格が50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産は、その財産を補助事業終了後に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければなりません。協会の承認を得ずに、取得した財産等の処分を行った場合には、補助金交付決定の解除や補助金の返還を命じることがあります。

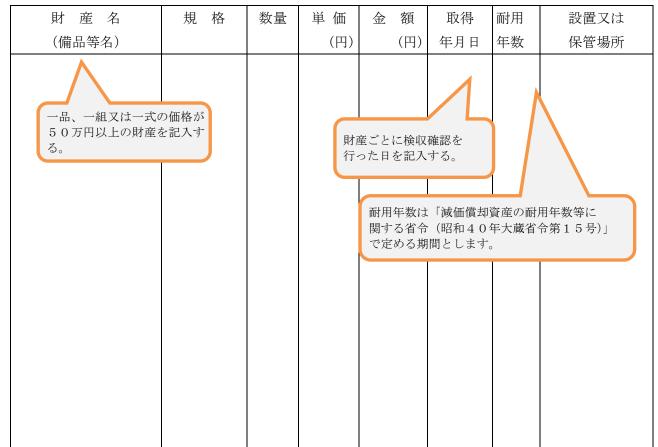
取得財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵 省令第15号)で定める期間としています。 取得財産管理台帳は、完了実績報告書には添付不要です。 作成し、法定耐用年数期間保管をお願いします。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 取得財産等管理台帳

(令和5年度)



- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業 費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)に係る交付規程第8 条第1項第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。
 - 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、 区分して記載すること。
 - 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

4-6 プレート等の貼付

補助事業により取得、又は効用の増加した財産であることを事業者が把握し、誤って処分等を 行わないために、全ての取得財産(設計のみの場合を除く)にプレート等を貼付してください。 また、一品、一組又は一式の価格が50万円以上の財産は「取得財産等管理台帳」で管理する必 要があります。

<プレート等を貼付する場所>

- ① 単体で稼働する設備については、各設備本体
- ② 一式で稼働する設備については、それぞれ一式ごとに設備本体
- ③ 設置後外部から見えない設備については、当該設備の上物等
- ④ 複数年度にかけて完成する設備については、完成年度ごとに設備本体 ただし、各年度で完成(稼働)する設備がある場合には、完成に応じて 各設備に貼付してください。

取得財産等	貼付の考え方等	貼付場所等
自立・分散エネ【導入】		
機器•設備等	・各一式もしくは各設置施設に1枚	・機器、設備本体外側もしくは機
		器、設備を設置した施設内
		(見易い箇所)
温泉熱等利活用【導入】		
機器•設備等	・各一式に1枚	・機器、設備の上物
		(見易い箇所)
脱炭素交通【導入】		
機器•設備等	・各設置施設に1枚	・機器、設備を設置した施設内
		(見易い箇所)

<貼付プレートの例>

この〇〇は、環境省の令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)を基に一般社団法人地域循環共生社会連携協会より交付された補助金により整備されたものです。

令和 年 月

財産ごとに検収確認を行った年月を記載する

注1:プレートの素材や大きさについて特段の決まりはありません。

ただし、法定耐用年数期間、視認できる状態を保ってください。

※視認性確保のため、耐水性、耐久性に優れ、文字が劣化しにくいフィルム系の 素材を推奨します。

※視認性の悪化、剥がれ等が発生した場合、修繕する必要があります。

注2:プレート作成及び貼付の費用については補助対象とはなりません。

注3:プレート等の貼付位置等に迷った場合は協会担当者までご相談ください。

注4:写真台帳に、①プレートの貼付状況が確認できる引きの写真と、②プレートの記載

内容が判るアップの写真の両方を添付してください。

4-7 協会における指導・現地調査

協会は、補助事業の実施状況を確認するため、その実施中、又は完了後に必要に応じて報告を求めるとともに、現地調査を実施します。現地調査の実施に当たっては協会から事前に連絡しますが、調査が円滑に進むように以下の事項について準備してください。

≪証拠書類等の確認≫

・収支簿、入金伝票、支払い決議書、見積書、契約書(注文書、注文請書)、納品書・工事完了 届、検収調書※、請求書、振込依頼書、領収書等が支払ごとに整理されているか確認します。 ※納品書に検収印を押印したものも可です。

検収した旨の文言及びその日付の記載と検収者の署名・捺印が必要です。

- ・預金通帳(補助事業用)、帳簿、元帳については、入金伝票、支払伝票との整合性が取れているか確認します。
- 取得財産管理台帳
- ・事業の実施における証拠品として、写真・成果品等の物的証拠の整理、管理を行ってください。

5. 定期報告書の提出

<定期報告書の提出>

補助事業者は事業開始から事業完了日の前月までの期間についての補助事業の進捗状況を協会に 毎月報告していただきます。

<提出期限>

月締めの翌月10日までに報告

<提出方法>

- ・定期報告書の様式は協会ホームページからダウンロードしてください。
- ・協会担当者宛にメールに添付して提出してください。
- ・メールの件名には必ず「識別番号」及び「定期報告書の提出」と記入してください。

例:【熱導 05-***】定期報告書の提出

- ・進捗状況については進捗を示した工程表または、補助事業者が管理している工程進捗表等を添付してください。
- ・KPIの検討状況については、地域循環共生圏の構築やそのための地域課題の解決に係るKPIの検討状況や進捗状況を記載してください。

6. 完了実績報告

6-1 完了実績報告書の提出

<完了実績報告書の提出(交付規程 第11条)>

補助事業者が本補助金の支払を受けるためには、補助事業の完了後、完了実績報告書を協会に 提出し、協会から交付される補助金の額の確定通知を受ける必要があります。

補助事業者は、補助対象事業の完了時に補助事業を完了した証拠となる完了実績報告書を作成し、協会に提出してください。

<提出期限>

以下のいずれか早い日までに提出してください。

- ・事業完了した日(検収日)から起算して30日を経過した日
- ・令和6年3月8日(金)

2月・3月は完了実績報告書、精算払請求書の提出が集中し、事務処理に時間がかかります。 ※提出期限にかかわらず、1日でも早い提出をお願いいたします。

<提出方法及び提出先>

電子メールにて提出してください。

メール件名の頭に採択通知書右上に記載の識別番号を必ず付し完了実績報告書【〇〇会社】等 法人名を記載してください。

容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に(何通目/全体数)と記入してください。

「メール件名記入例」

- · 熱導 05-*** 完了実績報告書【株式会社△△】
- 自導 04-*** 完了実績報告書【□□株式会社】(1/3)

「電子メールの宛先」

E-mail: chiikienergy05@rcespa.jp

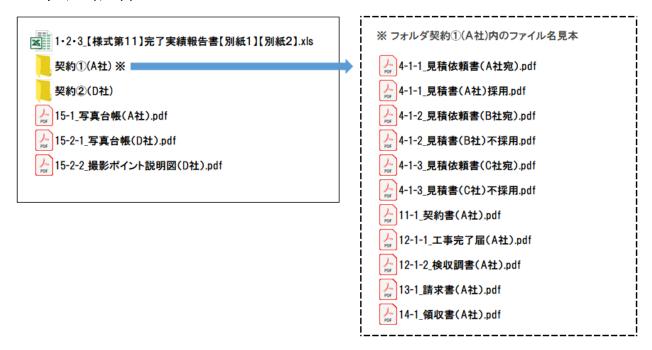
電子メール以外よる提出は受け付けません。

6-2 完了実績報告書の提出方

以下の例に従って電子メールに添付し提出してください。

- ・完了実績報告書 様式第11、別紙1、別紙2、(別紙3) は Excel 形式で保存してください。
- ・写真台帳は、PDF 形式にて保存してください。
- ・上記以外の資料で、Word、Excel 形式で作成されている資料はそのまま Word、Excel 形式で、 それ以外の資料は PDF 形式で保存してください (XDW 等は不可)。
- ・ファイル名には「完了実績報告時提出書類等一覧」と同じ番号を付けて、複数の資料となる場合は、必要に応じて枝番号も付してください。
- ・複数の契約がある場合は<mark>契約ごとにフォルダ分けし</mark>相見積から支払いまで一連の流れがわかるよう保存すること。

<ファイル名の例>



- ※1 上記は例ですので事業ごとに「完了実績報告時提出書類等一覧」を参照し必要な書類を添付 してください。
- ※2 検収調書は納品書に検収した旨の文言およびその日付の記載と検収者の署名・捺印したものでも可

<参考資料の参照>

完了実績報告は、事業内容・事業による効果・経費内訳等を明確な根拠に基づき示していただきます。根拠となる資料は参考資料として必ず添付してください。

別紙1 実施報告書、別紙2 経費所要額精算調書で、添付した参考資料を参照する場合は、 <u>どの資料を参照するのかを明記</u>し、検索しやすいようにしてください(本資料 P.6(例) 参照)。

<別紙1及び別紙2 作成時の留意点>

- •別紙1及び別紙2において、別添の資料を参照している場合は、参照 資料番号、名称を明記してください。
- ・補助事業の内容は交付申請時と同じもの(<u>完了した事項は過去形</u>で記入 してください。)を添付してください。
- ・事業内容に変更があった場合には、変更後の内容を記載してください。

6-3 証拠書類

補助事業完了後、完了実績報告書の添付資料として、以下の経理関係の証拠書類(賃金・旅費等については、本資料 P. 28~35 参照)を添付していただきます。

- 見積依頼書及び見積書、又は入札結果調書
- ・委託業務、工事についての契約書、又は注文書及び注文請書 (<u>口頭発注は不可</u>です。必ず作成してください。<mark>契約書・注文請書の日付は交付決定日以</mark> 降。必要な収入印紙が貼付されていることを確認してください。)
- ・納品書 又は 工事完了届
- 検収調書

(納品書に検収印を押印したものでも可。検収した旨の文言及びその日付の記載と、検収者の署名・捺印があることを確認してください。)

- 請求書及びその請求内訳書
- ・領収書等支払いを証する書類

以上の証拠書類は、見積依頼書、見積書、契約書(注文書・注文請書)、納品書・工事完了 届、検収調書、請求書、領収書等、一連の流れが確認できるよう時系列に沿って整備してください。

6-4 領収書等支払いを証する書類

完了実績報告書には領収書等支払いを証する書類を添付してください。提出期限内に支払うことができない相当な理由があると認められる場合には、請求書の添付のみでも可とします。この場合には、精算払請求書に領収書等支払いを証する書類を添付して当協会に提出してください。

※3月末までに補助金の支払いを受けられるよう、スケジュールに十分注意してください。

(相当な理由の例)

- ①労務費、人件費等の支払いが月末締めの翌月払いになるため
- ②事業の進捗上、補助対象期間の終了直前に経費が発生したが、経理の都合上、完了実績報告 書の提出期限内に支払うことができない場合

<経費支払い方法>

通常の経費支払い方法は、原則として金融機関からの振込とします。ただし、<u>金融機関への振</u>込手数料については、原則として補助対象外となりますが、振込手数料を取引先が負担し、か

つ、売買契約の金額の内数になっている場合を除きます。(この場合、次の説明資料が必要となります。

①振込手数料を取引先が負担していることの証拠書類、②売買契約金額が振込金額と振込手数料の合計に等しいことの説明(計算式等))

やむを得ず直接現金払いの場合には、取引先の「領収書」が必要です。この場合、購入品の明細・金額(一括で購入した場合は、それぞれの明細・金額)が分かる領収書としてください。 なお、手形での支払いは認められません。

<補助事業に係る経費を他の経費と合算して振り込んだ場合>

他の支払い方法をとった場合を含め、内訳がわかるように補足説明をしてください。 (振込金額の内訳:補助対象業務分○○円、他業務分△△円など)

<支払いの証明>

補助事業者の経理処理において通常使用している納品、検収、支払いを確認できる書類を整理するとともに、下記を参考に支払いを客観的に証明する根拠資料を完了実績報告書に添付してください。

- ①銀行振り込み (窓口振り込み) の場合
 - ・振込金受託書(銀行の出納印(受領印)が付されているもの)
 - 振込金受領書
 - 振込明細書
 - ・振込金額と経費金額の整合性が確認できる資料
- ②銀行振り込み (電子決済) の場合
 - ・銀行に送信した振込依頼電子データを印刷したもの (引き落としの記録の判る通帳の表紙及び該当ページのコピーを添付のこと)
 - ・銀行からの振込依頼確認通知書

③現金支払い

- ・領収書(宛先、日付、品名、金額が記載されているもの)
- ・支払金額と経費金額の整合性が確認できる資料
- (注) 企業内部における振込依頼書は含みません。

交付規程・公募要領等で満たすべき要件等を定めている場合は、それらが明確に確認 できる書類を必ずご提出ください。

7. 完了実績報告書 作成上の注意点

様式第 11 完了実績報告書

様式第11(第11条関係)

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 岡本 光司 殿

採択通知書右上の 識別番号

補助事業者の管理用番号 不要な場合は削除

識別番号:

番 号

令和 年

月 日

事業完了後30日以内または3月8日のいずれか早い日

補助事業者 住

所

氏名又は名称

交付申請を行った代表事業者 代表者の職・氏名

申請する補助事業の様式を 選択

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業 完了実績報告書

令和 年 月 日付け地循社協事第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補 や金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) を完了しましたので、令和 出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 5年度二酸化炭素 に係る交付規程第 第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

交付決定诵知書の日付と 地循社協事第○○号を記入

交付決定通知書で通知された交付決定額を記入

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金

円

(令和 年 月 日付け地循社協事第 号)

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

2 補助事業の実施状況

別紙1 実施報告書の

- ・消費税及び地方消費税を含まない場合は、0円と記載
- ・含む場合は、交付決定額に対する額(小数点以下切り捨て)を記入
- 3 補助金の経費収支実績

別紀交付決定日以降の事業を開始した日(契約日、注文請日等)

4 補助事業の実施期間

すべての補助事業の検収が終了した日

令和 月 日 ~ 令和 年 月 日 年

別紙2 経費所要額精算調書

別紙2 脱炭	素イノベーションに	よる地域循	環共生圏	構築事業	に要する終	圣費所要額精算調	
2. 温泉熱等	等利活用 【設備等導	八十二	(業プレ	に様式が!	異かるので	でご留意ください。	
1. 経費実績額		4	来 ここ	TC/AKE(N-)	一年での かり	して、一般では、	<u> </u>
(1)総事業費	(2) 寄付金その他	(3)差引額		(4)補助	対象経費	(5) 基準額	
	の収入	(1) - (2)		実支持	出額	交付決定通知書に	記載されて
	無い場合は0円					いる基準額を記入	
12,000,000 円	0円	12,000	,000円	11, 46	8,810 円	11, 100, 010 1	
(6)選定額	(7)補助基本額	(8)補助金	所要額	(9)補助:	金交付決	(10)過不足額	
(4)と(5)を比較し	(3)と(6)を比較し	$(7) \times 2/3$		定額		(9) - (8)	
て少ない方の額	て少ない方の額						
11, 468, 810 円	11, 468, 810 円	7, 645,	000円	7, 64	5,000円	0 円	
	古山姫山 1	7.III+	港切りか		六付浊字通	知書に記載の額	-
			満切り捨゛				1
経費区分・	其日	額	1/2/101 1 C		算 内	訳	4
丁		2	《資科 13	B-1 請求書	参照		
工事費 入札、見	見積合せ等により、7)	補助基本額が	変動した	場合は算出	し直してく	ださい	
材料費		0000	**	料名(数	幼豊) × ((単価) =金額	
労務費		0000	√l>1	1111 (3	久里 / 八 、	(平岡) 一並假	
万切其							
共通仮設費		0000			•		
現場管理費		0000		参昭す	- る資料の資	子料番号を明記	
一般管理費		0000		2/11/	•	(A) E () III	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
測量試験費		1000	式運転調	整費 ※賞	¥¥ 13-2	請求書参照	
機械器具費		0000 /	△△賃借	料 ※賞	¥¥ 13-3	請求書参照	
	\rightarrow	\neg N					
	・別表第3に記載され			よる「値引き 細分等に「値			
区分、費目および終 しないでください。	冊分の名称以外は、記載	ξ .		電力等に「III 青算調書にフ			
0.21 (1/2018							
合 割	11	, 468, 810					
購入した主な財産の	の内訳(一品、一組	又は一式の	価格が 5	0万円以	上のもの)		
名 科	5	仕様	数量	単 価	金額	購入時期	
□□本体	ABC-F50		1 9	,800,000	98, 00, 00	0 令和5年1月	
				1			
		請求書の記	己載に合わ	せる	財産ご	ごとに検収確認	
					した年	 手月を記入	
]

工程表 (実績)

(例)

工程表例

工任权的																																		
工事名	●●14	事(OC	00	〇事	業)																													主任監督
請負者名	00株3	式会社															工期		自	令	和〇	年1	月1	日		至	令和	白の	年12	月3	1日			脱炭素次郎
		月			令和〇年11月										脱灰条火即																			
月間工程表		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
工事種目 (施工場所)	職種	曜日	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±		工数合計
機器据付工事	設備機構	戒工							4	4	4	4			4																			20
配線工事 (機械室)	電工										4	4																						8

※こちらには実際の工程・工数等を記入してください。

≪注意事項≫

本事例はあくまでサンプルですので、各業者で使用されている工程表がある場合は、そちらを 活用していただいて結構です。ただし工数を確認できるものとしてください。

補助事業者は各工事・各職種の工数と、見積書の工数が整合しているか確認してください。

※複数の契約がある場合、別紙2経費所要額精算調書に記載する金額と根拠資料の説明として 以下のような資料を作成し、別紙2の後ろに添付してください。

			A	性	DA	<u>+</u>	合	8 4	
経費区分・費目	細目	(内容)	資料 1	1-1-1	資料 1	1-2-1	ī	A1	備考
			補助対象	対象外	補助対象	对象外	補助対象	对象外	
工事費・本工事費	材料費	〇〇器具、〇〇材料	1,977,600	350,000	10,529,376	0	12,506,976	350,000	
	労務費	設置工事	1,697,200	500,000	3,710,900	0	5,408,100	500,000	
	直接経費		0	0	147,000	0	147,000	0	
	共通仮設費		150,000	20,000	350,000	0	500,000	20,000	
	現場管理費		500,000	100,000	700,000	0	1,200,000	100,000	
	一般管理費		350,000	80,000	593,124	0	943,124	80,000	
工事費・付帯工事費			0	0	0	0	0	0	
工事費・機械器具費			44,000	0	0	0	44,000	0	
工事費・測量及試験費			150,000	0	169,600	0	319,600	0	
設備費・設備費		〇〇設備	0	0	0	0	0	0	
		合計	(A) 4,868,800	(B) 1,050,000	(C) 16,200,000	(D) 0	(E) 21,068,800	(F) 1,050,000	
		総計	5,918	,800	16,200	0,000	22,118	8,800	
総事業費	(E)+(F)		22,118,800円	← 別紙2 経費所	所要額精算調書 ((1)総事業費 に言	己載		
補助対象経費実支出額	(E)		21,068,800円	← 別紙2 経費所	听要額精算調書((4)補助対象経費	と 実支出額 に記載		
せい人工 西郊 (1 (0 の 担人)	(E) w 1 (0 (1	000 m + :# m to ~)	10 F04 000 TI	. Diletto e⊼ ∰ =	(市郊は笠田寺)	(a) ## A F.#	E (=====±===============================	0 + 1 + + M	HIS

	総事業費	(E)+(F)	22,118,800円
	補助対象経費実支出額	(E)	21,068,800円
l	補助金所要額 (1/2の場合)	(E)×1/2 (1,000円未満切捨て)	10,534,000円

[←] 別紙2 経費所要額精算調書 (8)補助金所要額 に記載(事業ごとの補助率にて算出)

8. 精算払請求

8-1 補助金の額の確定と支払い

<補助金の額の確定と支払(交付規程 第12条、第13条)>

- ① 協会は、補助事業者から提出された完了実績報告書の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知します(交付規程 第12条 第1項 様式第13)。お、必要に応じて補助事業者に対して補助対象経費精査のための説明資料の提出を求めることがあります。
- ② 補助金の支払いは、補助金の額を確定した後に行いますので、交付額確定通知書を受け取った後に、補助金精算払請求書(交付規程 第13条 第2項 様式第14)を速やかに協会に提出してください。

<補助金精算払請求書の提出期限>

<u>令和6年3月15日(金)17時 必着</u>
※ 交付額確定通知受領後、速やかにご提出ください。

2月、3月は完了実績報告書、精算払請求書の提出が集中し、事務処理に時間がかかります。 提出期限にかかわらず、1日でも早いご提出をお願いいたします。

<提出方法>

電子メールにて提出してください。

メール件名の頭に採択通知書右上に記載の識別番号(事業番号)を必ず付し完了実績報告書 【○○会社】等法人名を記載してください。

「メール件名記入例」

- ・熱導 05-*** 完了実績報告書【株式会社△△】
- · 自導 04-*** 完了実績報告書【□□株式会社】(1/3)

「電子メールの宛先」

E-mail: chiikienergy05@rcespa.jp

<u>※完了実績報告書に領収書等を添付していない場合は、必ず精算払請求書と一緒に提出して</u> ください。 様式第14(第13条関係)

※ 概算払は協会が必要 と認めた場合以外は行 いません

(交付規程 第13条)

補助事業者の管理用番号

・不要な場合は削除

識別番号:

令和○年○○月○○日

묶

補助事業者 住 所 氏名又は名称

殿

携協会

台司

の職・氏名

交付額確定通知書の日付と地循社協事第○○号を記入

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 精算(概算)払請求書

令和○年○○月○○日付け地循社協事第 05*********** 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) の精算払(概算払)を受けたいので、令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素 イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)に係る交付規程第 1 3 条第 2 項の規定に基づき下 記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 ○○, ○○○, ○○○ 円
- 2 請求金額の内訳

(概算払の場合) (単位:円)

経費区分	交付決定額	支 出 費	用状物		概算払	差引請求額
NE 真 区 为	1	実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④=②+③	受領済額 ⑤	4-5
計						

(精算払の場合) (単位:円)

交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領済額②	差引請求額 ①-②
00, 000, 000	00, 000, 000	0	00, 000, 000

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義 ※下記8項目必ずご記入ください。

金融機関名	○○銀行	金融機関コード	000
支 店 名	○○支店	店 番 号	000
預貯金種別 ※該当種別を○で囲む	普通 • 当座	口座番号	0000000
名義 (漢字)	株式会社〇〇〇〇		
名義(カナ)	カ) 〇〇〇〇		

- 4 概算払を必要とする理由(概算払 請求
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡分
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
- ※カナの記載例:
- ・低炭素株式会社 → テイタンソ (カ
- 株式会社低炭素 → カ)テイタンソ
- ・社会福祉法人低炭素 → フク)テイタンソ
- ・医療法人低炭素 → イ) テイタンソ

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づきますること。同第二号の規定に基づき共同

※必ず複数者で通帳等と照合を行ってください。 ※統合等で支店名に変更がないかご確認ください。

- 求すること。 2 - 規程第3条第3項第二号の規定に基づき交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏
- 名又は名称、代表者の職・氏名を列記し、それぞれ押印すること。 3 「1 請求金額」は共同事業者ごとに金額内訳を記載し「3 振込先の金融機関、その 支店名、預金の種別、口座番号及び名義」は共同事業者ごとに列記すること。

領収書等(支払いを証明する書類)が未提出の場合についてのお願い 完了実績報告書に領収書等(支払いを証明する書類)を添付していない場合、 精算払請求書に必ず領収書等(支払いを証明する書類)を添付してください。

9. 経理処理

9-1 区分経理と帳簿・証拠書類

補助金は、補助事業の実施結果に基づき交付されるものであり、経費を使用する場合は経済性・効率性を十分考慮するとともに、補助事業の経理については、<u>補助事業以外の経理と明確に</u>区分したうえで、補助事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額など支出の状況を明らかにする必要があります。

<区分経理と経理帳簿(収支簿)>

補助事業に係る経理については、以下の例のように帳簿を設けて、収支簿及び全ての証拠書類を備え、補助事業以外の経理と明確に区分してください。(例えば、補助事業に係る現金出納帳、資産台帳、備品台帳等は補助対象以外の経理帳簿とは別に作成してください。)また、補助事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額等その支出の状況が明らかになるようにしてください。

◆帳簿例(補助事業者各社で用いている様式を使用していただいて構いません)

令和〇年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

日付	相手先	支払·収納	内容	貸方	借方	会計処理
令和〇年〇月〇日	××株式会社	支払	〇〇機器の更新・工事費用として	10,800,000		銀行振込み
令和〇年〇月〇日	株式会社△△△	支払	◇◇更新・工事費用として	21,600,000		銀行振込み
令和〇年〇月〇日	一社)地域循環共生社会連携協会	収納	令和〇年度 二酸化炭素排出 抑制対策事業費等補助金		10,000,000	

<帳簿・証拠書類の提出・保管義務>

補助事業に係る帳簿とすべての証拠書類については、補助事業の終了した日の属する年度の 翌年度から5年間保管しなければなりません。また、協会又は会計検査院から提出を求められ た場合には、いつでも提出ができるようにしてください。

9-2 会計検査院による実地検査

補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、概ね5年間の範囲において、会 計検査院による実地検査が行われる場合があります。

このため、交付申請書、完了実績報告書及び各年度の事業報告書は、帳簿、証拠書類と共に適正に整備・保管を行ってください。

10. 事業報告書の提出 ※完了実績報告書とは異なります

<事業報告書の提出(交付規程 第16条)>

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間、毎年度終了後30日以内に 当該補助事業による過去1年間(初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期 間)の二酸化炭素削減効果等について、環境大臣に事業報告書を提出しなければなりません。

「終了後3年間」とは、例えば、補助事業が令和5年度(2023年度)に完了した場合は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

※事業報告書は、合計3回提出していただく必要があります。

<提出時期>

毎年度終了後30日以内(毎年4月30日まで)

<提出方法>

別途、当協会ホームページに掲載予定

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)

「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」、「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」及び「自動車 CASE 活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業」

≪ 補助事業の手引き ≫

令和5年7月18日 第1.0版